

島根県観光施設整備支援事業補助金(2次公募)

長期に及ぶコロナ禍で疲弊した観光関連施設等において、アフターコロナのリベンジ消費に備え、県内外から観光客を呼び込むための施設整備・改修等の事業を実施する事業者を支援します。

【事業概要】

補助対象事業者	島根県内で旅館業法(昭和23年法律第138号)の規定に基づく「旅館・ホテル営業」又は「簡易宿所営業」を営む者	島根県内で主に観光旅行者の利用に供される土産物店、入浴施設、文化施設、鑑賞施設等を営む者
補助対象経費	県内外から観光客を呼ぶ込むために必要な整備 ※経年劣化等による修繕や設備更新に係る経費は対象外	
補助率	補助対象経費の1/2以内 (千円未満切り捨て)	
補助上限額	10,000千円	5,000千円
補助下限額	補助対象経費が4,000千円(補助申請額2,000千円)を超える事業計画であること。	

【必須要件】

- ・ 島根県内にある施設の整備であること。
- ・ 民間の事業者により運営されていること。
- ・ 令和7年度までに、年間の利用者数が令和元年度と比較して増加する見込みの計画であること。

【対象とならない事業】

- ・ 経年劣化等による修繕や設備更新に係る経費
- ・ 国や市町村等、他の補助事業等の対象となっている経費

補助事業の期間

交付決定日から令和5年2月末日まで

■スケジュール

6月1日	公募開始
6月30日	公募締切
7月上旬	審査会(補助対象者の決定)
7月中旬	交付決定・通知
2月末	事業完了
3月10日	実績報告書提出(以後、5年間 事業状況報告の提出)

■注意事項

- ・ 交付決定日以降の契約及び支出に限り、補助金対象となりますのでご注意ください。
- ・ 消費税は補助対象外です。

【問合せ先】

島根県商工労働部観光振興課 観光企画グループ 近重
電話:0852-22-5625